平成２３年（フ）第１０５５号
北九州市八幡西区熊西１丁目11番16―103号
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１８５９号
名古屋市瑞穂区日向町２丁目17番地の２
債務者　河野　信一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９号
山口市朝倉町７番23号　メゾンコンフォートＡ棟101号
債務者　先濱　友嗣
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
山口市秋穂東952番地29
債務者　室田　康生
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
山口市小郡下郷850番地３
債務者　竹内　俊子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
山口県防府市牟礼柳19番28号　レジデンス牟礼305号室
債務者　宮田板金こと　宮田　健一
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
青森県八戸市青葉１丁目13番19号　坂本アパートＦ号、前住所青森県八戸市小中野５丁目８番16号　コーポ慶長Ｊ号
債務者　高田　英朗
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ４―34号
債務者　池田　隼人
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
青森県八戸市吹上１丁目４番33号、前住所青森県八戸市是川３丁目５番地２
債務者　尾崎富士夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
青森県八戸市吹上１丁目４番33号、前住所青森県八戸市是川３丁目５番地２
債務者　尾崎　敦子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
青森県八戸市大字妙字東10番地60、前住所青森県八戸市城下３丁目８番32号　田村住宅２号
債務者　大西　達也
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
静岡県浜松市北区細江町気賀7905番地の１、前住所静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日916番地の68　ＦＲＥＥＤＯＭ2000―103
債務者　森田　好江
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
岡山市北区牟佐954番地４
債務者　伊賀　雅美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８２号
岡山市東区楢原446番地　エンゼルハイツ中砂105号
債務者　國政　悟亮
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７３２号
東京都足立区扇１丁目25―１―307
債務者　菅野　菊雄
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８１５号
東京都足立区西新井３丁目19―４―105
債務者　西村カツ子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部